

大阪市告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定により、指定特定相談支援事業者を指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により別紙のとおり公示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

(福祉局障がい者施策部運営指導課)